

社会教育関係団体とは？

草津市教育委員会では、社会教育活動が活性化し発展するため、市民の自発的・自立的な社会教育活動を支援しています。社会教育関係団体に登録申請される場合は、下記の点を御確認のうえ、【別添1】の「草津市教育委員会の社会教育関係団体への登録についての留意点」を御覧いただき手続きをしてください。

●社会教育関係団体とは

公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの
(社会教育法 第10条 抜粋)

○社会教育とは

「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」を言います。(社会教育法 第2条 抜粋)

例えば、さまざまな技術習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習活動、体育・レクリエーション活動、文化・芸術・芸能音楽活動、ボランティア活動などが、社会教育に関する事業になります。

【事業例】

- ▶ 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- ▶ 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ▶ 文化・芸術・芸能音楽活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ▶ ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりに関わるボランティアなど）

など

●草津市における登録の要件（特に確認していただきたい要件）

※ 詳細については、「草津市教育委員会の社会教育関係団体の登録に関する要綱」第4条をご覧ください。

- ・社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること、または社会教育振興に寄与する事業を行う団体であること。(第1号)

※「社会教育振興に寄与する」とは

…市の事業や他の団体等が行う社会教育事業に単に参加するだけでなく、自主的な事業実施が必要です。さらに、組織的・計画的な社会教育事業を行っていただく必要があります。単発的な活動・趣味や役務の提供を目的としたボランティア活動のみでは、社会教育振興に寄与する事業を行っているとみなすことは出来ません。

- ・市域におけるまちづくり活動に積極的に寄与する団体であること。(第2号)

※「市域におけるまちづくり活動に積極的に寄与する」とは、自らの社会教育活動の他に、まちづくり活動（地域イベントへの運営協力、ボランティア活動など）に貢献していただいていることです。

- ・活動が流派の普及活動や指導者の営利を目的としたり、またはそれに類した行為を行わない団体であること。(第3号)

※営利事業は基本的に不可としますが、バザーなどのように、収益金を寄付や団体の活動資金などに充てる場合は例外としています。

- ・政治活動および宗教活動を行わない団体であること。(第4号、第5号、第6号)
- ・組織的かつ計画的に過去1年間以上の活動実績があり、地域全体への普及啓発活動を行っている団体であること。(第7号、第9号)
- ・構成員が7人以上で、過半数が市内に在住、在勤または在学している団体であること。(第10号)
- ・市域を活動拠点としている団体であること。(第11号) など

このような団体は、草津市の社会教育関係団体として登録することは出来ません！

- ・講師（先生）が中心となって月謝を徴収して活動している各種教室など自身の流派の普及や営利を主たる目的とした団体。
- ・市域におけるまちづくり活動などへの参加が全くなく、会員相互の親睦や交流のみが主たる目的となっている団体。
- ・貸館の使用料減免を受けることを目的に設立された団体。 など

● 社会教育関係団体へ登録するメリット

社会教育関係団体として登録されると、社会教育活動への支援の一環として、地域まちづくりセンターなど一部の市内施設使用料の減免・免除制度の適用を受けたり、市のホームページに活動内容等を公開することができます。

※ 施設使用料の減免・免除制度について変更があった場合、適用がなくなる可能性があります。

◎ 活動内容などを教えてください。市ホームページで公開します！

生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市ホームページで公開します。市ホームページで活動などの公開を希望される団体がございましたら、生涯学習課までお問い合わせください。

- ▶ 公開期間は、公開日から概ね2ヵ月程度です。
- ▶ 公開内容は、地域における社会教育関係登録団体の活動内容の紹介やイベントなどの紹介です。
- ▶ 公開は生涯学習活動推進のため、社会教育関係団体としての活動を紹介するものであり、自団体への会員募集等の勧誘を目的とするものではありません。